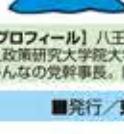


東京都議会議員

もろすみのる

両角みのる



都議会報告

2014年
新春号



【プロフィール】八王子生まれ、八王子育ち。明治大学政経学部政治学科卒、埼玉大学大学院政策科学研究科修了(公共政策修士)、国立大学法人政策研究大学院大学後期博士課程に在学中。八王子市、横浜市職員、八王子市議会議員(4期)を経て、東京都議会議員(1期)、都議会会派みんなの党幹事長。総務委員会、議会運営委員会、およびオリンピック・パラリンピック推進対策特別委員会に所属。東京都都市計画審議会委員。

■発行／東京都議会議員 両角みのる事務所 〒192-0051 八王子市元本郷町1-18-2 木下ビル2階 電話：042-620-8155 FAX：042-620-8177

昨年9月の国際オリンピック委員会(IOC)総会で2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催が決まりました。6年後の五輪開催、新長期ビジョン策定など、都政は新たなステージに入りました。このような環境のもと、両角みのるは、当選後初となる平成25年9月定例議会で一般質問に立ち、所属委員会でも都政の課題や問題点を指摘。平成26年度の都予算に関しては6項目180余件にのぼる会派予算要望を提出し、東京の夢と都民の安心・安全の実現に向けて取り組んでまいりました。今回はその活動を報告いたします。皆様のご意見、ご要望をたまわれれば幸いです。



五輪開催都市決定報告会にて
(平成25年9月10日)



質疑1 東京オリンピック、パラリンピック開催へ向けて 9/26

Q (両角都議) 2020年のオリンピック・パラリンピック東京招致が決定したが、五輪開催を当て込んだ不要不急のインフラ整備や、無駄な便乗投資はしっかりとチェックしていく必要がある。また、成熟した都市となった東京で開催される大会はどうあるべきか。

A (知事) 交通インフラは必要なものは整備しながら、既存のものを最大限に活用していく。競技施設の面では、前回の1964年大会の競技施設を利用し、レガシーを生かす。その一方で新たに整備する施設については、最先端の技術を活用し、これからモデルとなる大会にしたい。大会開催を機にバリアフリー化を徹底していく。

Q (両角都議) 東京は電力の大消費地であり、東電の大株主でもある。こうしたことを踏まえれば、都も電力システム改革に積極的に取り組むべきだ。

A (知事) 電力システム改革の更なる推進を

Q (両角都議) 東京は電力の大消費地であり、東電の大株主でもある。こうしたことを踏まえれば、都も電力システム改革に積極的に取り組むべきだ。

A (知事) 東電に対しては昨年の株主提案で構造改革を求め、発送電分離の先駆けとして社内カンパニー制が導入された。また、地域独占体制を見直し、電力市場への多様な主体の参入を図ることを目指すように政府に求め、率先的に取り組んできた。今後も具体的かつ現実的な取り組みを進める。

質疑3 外郭団体の総点検を進めよ

Q (両角都議) 都の外郭団体などは、総務局が一定の関与をしている監理団体、報告団体のほかにも多数あり、これら多くの団体の状況はブラックボックス。そこで、全庁横断的に外郭団体の全体像を把握し、その実態を踏まえて、再度そのあり方を議論、整理すべき時期に来ていると考えるが都の所見は?

A (総務局長) 外郭団体は幅広い分野で都政の補完、支援の役割を担っており、都はすべての外郭団体について適切に関与をしている。存在意義や事業内容については、社会経済状況の変化などに応じて不断の検証が必要。都と監理団体、民間の役割分担や個々の監理団体の業務について改めて検証し、その存在意義を明らかにしてきた。

質疑4 多摩地域でエネルギーの地産地消の推進を

Q (両角都議) 都は2030年を目指して多摩地域の将来像を描いた新たな多摩のビジョンを策定した。この中でエネルギーの地産地消を推進し、災害に強い安全なまちづくりをうたっている。安心・安全や環境に資するだけではなく、地域振興の視点からもより大きな可能性があり、早期具現化を強力に推し進めてほしい。

A (総務局長) 都の取り組みに加えて市町村や民間などの先進的な取り組みも盛り込み、今後3カ年を見据えた新たな多摩のビジョン行動戦略を年度内に取りまとめ、多摩振興を推進する。自立分散型エネルギーのまちづくりについては、多摩地域では公共施設の屋根貸しや森林資源を生かした木質バイオマスのエネルギー利用など、特色ある取り組みも行われていることから、多様な地域資源を生かした取り組みを一層推進することが必要と考えている。

MINORU MOROZUMI

総務委員会質問 (1問1答ダイジェスト)

徳洲会からの5000万円受領問題で猪瀬知事を追及 12月10日

昨日11月22日の新聞報道により猪瀬知事が副知事当時に医療法人徳洲会サイドから5000万円もの大金を授受していたことが判明。都政を揺るがす大問題に発展しました。両角は「5000万円問題」の所管、総務委員会の委員として知事を追及。その様子はNHKニュース、テレビ朝日報道ステーションなどで広く報道されました。

Q (両角委員) 知事給与を1年分返上するというが、給与がなくなり、作家活動もできなくなると、生活不安でまた5千万円借り入れなければならないのではないか。

A (知事) かなり厳しいが、自ら提案したことなので、事務所経費も厳しくチェックしながらやっていく。何とかやっていこうと思う。

Q (両角委員) それでは5000万円を借り入れる必要がなかったのではないか。

A (知事) 1年後にまた給与がもらえるというのと、落選して副知事の給与もなくなるという不安とは異なる。

Q (両角委員) 知事の説明は二転三転していて、ストーリーに沿った強弁が続いている。説明できない一方的な説明ばかりだ。

A (知事) 5000万円を個人的に借用して返したのは事実。疑惑を持たれたことは申し訳ない。

Q (両角委員) 知事への信頼が大きく低下している。圧倒的な民意が政治力の源泉だった知事が、こんな状態で國と渡り合い、責任をまとうできるのか。

A (知事) 国や都のために誠心誠意働きかけてほしい。

Q (両角委員) 自らの判断で職を辞し、都民の信を問うという道もあるのではないか。

A (知事) そういうこともひとつありますかも知れないが、今そのことに関しては述べることはできない。

総務委員会で知事に質疑

税金の使い道を厳しくチェック 10月22日

Q (両角委員) 定例監査について。例えば、タクシーチケットの使用や工事の不正などを監査することで内部統制をきかせていくことが重要だ。そのためにも定例監査では今日的なテーマ設定をしてもらいたい。

A (監査担当部長) 実施計画の策定では社会的な諸問題を踏まえて重点監査事項を設定している。昨年発生した水道局や都住宅供給公社での汚職事件、建設局の不適正な事務処理を踏まえ、再発防止の観点から重点項目のひとつとして設定した。

Q (両角委員) 監査をやったあとには指摘があり、それを踏まえてどのように改善されるかが一番重要な肝だ。指摘事項のフォローはどうなっているのか。

A (監査担当部長) 指摘事項に対する改善策を各局から求め、その結果を定期的に報告書として提出している。所期の改善が行われない場合は、今後の対応について各局から詳細にヒアリングし、改善指導を促している。

総務委員会で監査

国政選挙での“自治体持ち出し”を解消せよ 10月24日

Q (両角議員) 国政選挙では区市町村の超過負担が常態化している。その具体的な状況と直近の選挙で最も持ち出しが多かったケースについて金額を聞きたい。

A (選管事務局長) 今年7月の参院選は集計中。昨年12月の衆院選は都知事選と同日だったため共通する経費はそれぞれに割り振られた。このため、区市町村の執行額は全額交付されたが、平成22年7月の衆院選では交付率は88.5%。もっとも多かった自治体では3456万円をその自治体が追加負担した。

Q (両角議員) 3500万円あれば、どの自治体でも急務になっている待機児童の解消や防災対策、自主防災の充実にも生かせる。国政選挙でこのような負担が常態化していること、その理由について都選管はどのような見解を持っているのか。

A (選管事務局長) 国の基準を超えた大きなものとしては期日前投票経費、事務費、ポスター掲示場費が挙げられる。選挙執行経費基準法が実情にそ

ぐわない点は否めないとても、可能な限り国からの交付額に近づける工夫が必要であると考える。

Q (両角委員) 都選管の役割には区市町村選管への助言、支援もある。この立場から超過負担に対してどう取り組むのか。

A (選管事務局長) 現在、都と区市町村の選挙事務の改善を図る目的で東京都選挙事務運営協議会を設置し、さまざまな課題を協議している。今年は選挙管理の経費節減について検討を進める。また、都道府県選挙管理委員会連合会を通じて国政選挙の基準額が実情に即したものとなるよう引き継ぎに働きかけていく。

Q (両角委員) 今年4月に基準法が改正され、乖離が一番多い部分である人件費、期日前投票、ポスター掲示板の経費が軒並み20%引き下げられた。一生懸命、区市町村選管が選挙に来やすい状況を作れば作るほど、基準外の持ち出しが増える状況は何かおかしいと思う。選挙は民主主義のインフラなので、そのインフラをしっかりと守るためにも都選管の積極的な取り組みに期待したい。

会派予算要望を提出

平成26年度東京都予算編成に当たり、6項目180余件にのぼる会派予算要望を12月19日に担当局長に提出しました。主な内容は以下の通りです。

1 都民の税金を無駄にしない都政運営！
(入札、契約の透明性を高め、都民の声を反映した予算編成プロセスの確立や、外郭団体の全体像を把握した上で不要な組織の整理など)

2 心身健やかに東京チルドレン！
(待機児童解消のため区市町村事業への支援継続、いじめ、不登校に対する総合的な施策展開など)

3 元気で持続可能な東京ライフ！
(難病や小児医療、高度周産期医療の充実や、救急指定病院への支援、救急搬送体制の充実など)

4 世界で一番輝く都市、東京！
(再生エネルギーや小規模火力発電等を活用した脱原発の東京モデル確立や、羽田空港のハブ化、外国人観光客の誘致強化など)

5 安心・快適空間、東京！
(高層マンション、大規模ビルの自家発電能力向上や、多くの空室をかかえる民間住宅、UR住宅の活用による公営・公設の都営住宅のあり方再検討など)

6 エリア別要望
(中央道高井戸～八王子の管理主体の変更による多摩地区の高速料金格差解消や、多摩モノレールの「八王子ルート」「町田ルート」の事業化すべき路線への格上げなど)

費用弁償の供託

都議会議員は本会議や委員会に出席すると、交通費の支給に当たる費用弁償を受けることができます。特別区、島部に住所のある議員は日額10,000円、その他(多摩地区)の議員には12,000円支給されます。しかし、公共交通機関を使う限り、これほどの費用がかかることはなく、私のケースでは往復1,060円しかかかりません。このような合理的な根拠に基づかない費用弁償は都民の理解を得られるとは思えません。受領を拒否することは公選法の寄付行為に当たる恐れがあるため、都議会会派みんなの党では費用弁償から交通費の実費を差し引いた金額を法務局に供託しています。今後、対象となる公務の範囲を再検討し、必要最低限の実費交通費相当額支給へと制度の改正を目指していきます。

費用弁償とは

【費用弁償とは】地方自治法203条2項において「地方議員は職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる」と規定されている。金額は各自治体の条例で定められ、東京都では本会議や委員会の出席ごとに特別区、島部に住所のある議員は日額10,000円、その他(多摩地区)の議員には12,000円支給される。

費用弁償の供託

都議会議員は本会議や委員会に出席すると、交通費の支給に当たる費用弁償を受けることができます。特別区、島部に住所のある議員は日額10,000円、その他(多摩地区)の議員には12,000円支給されます。しかし、公共交通機関を使う限り、これほどの費用がかかることはなく、私のケースでは往復1,060円しかかかりません。このような合理的な根拠に基づかない費用弁償は都民の理解を得られるとは思えません。受領を拒否することは公選法の寄付行為に当たる恐れがあるため、都議会会派みんなの党では費用弁償から交通費の実費を差し引いた金額を法務局に供託しています。今後、対象となる公務の範囲を再検討し、必要最低限の実費交通費相当額支給へと制度の改正を目指していきます。

費用弁償とは

【費用弁償とは】地方自治法203条2項において「地方議員は職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる」と規定されている。金額は各自治体の条例で定められ、東京都では本会議や委員会の出席ごとに特別区、島部に住所のある議員は日額10,000円、その他(多摩地区)の議員には12,000円支給される。

費用弁償の供託

都議会議員は本会議や委員会に出席すると、交通費の支給に当たる費用弁償を受けることができます。特別区、島部に住所のある議員は日額10,000円、その他(多摩地区)の議員には12,000円支給されます。しかし、公共交通機関を使う限り、これほどの費用がかかることはなく、私のケースでは往復1,060円しかかかりません。このような合理的な根拠に基づかない費用弁償は都民の理解を得られるとは思えません。受領を拒否することは公選法の寄付行為に当たる恐れがあるため、都議会会派みんなの党では費用弁償から交通費の実費を差し引いた金額を法務局に供託しています。今後、対象となる公務の範囲を再検討し、必要最低限の実費交通費相当額支給へと制度の改正を目指していきます。

費用弁償とは

【費用弁償とは】地方自治法203条2項において「地方議員は職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる」と規定されている。金額は各自治体の条例で定められ、東京都では本会議や委員会の出席ごとに特別区、島部に住所のある議員は日額10,000円、その他(多摩地区)の議員には12,000円支給される。

費用弁償の供託

都議会議員は本会議や委員会に出席すると、交通費の支給に当たる費用弁償を受けることができます。特別区、島部に住所のある議員は日額10,000円、その他(多摩地区)の議員には12,000円支給されます。しかし、公共交通機関を使う限り、これほどの費用がかかることはなく、私のケースでは往復1,060円しかかかりません。このような合理的な根拠に基づかない費用弁償は都民の理解を得られるとは思えません。受領を拒否することは公選法の寄付行為に当たる恐れがあるため、都議会会派みんなの党では費用弁償から交通費の実費を差し引いた金額を法務局に供託しています。今後、対象となる公務の範囲を再検討し、必要最低限の実費交通費相当額支給へと制度の改正を目指していきます。

費用弁償とは

【費用弁償とは】地方自治法203条2項において「地方議員は職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる」と規定されている。金額は各自治体の条例で定められ、東京都では本会議や委員会の出席ごとに特別区、島部に住所のある議員は日額10,000円、その他(多摩地区)の議員には12,000円支給される。

費用弁償の供託

都議会議員は本会議や委員会に出席すると、交通費の支給に当たる費用弁償を受けることができます。特別区、島部に住所のある議員は日額10,000円、その他(多摩地区)の議員には12,000円支給されます。しかし、公共交通機関を使う限り、これほどの費用がかかることはなく、私のケースでは往復1,060円しかかかりません。このような合理的な根拠に基づかない費用弁償は都民の理解を得られるとは思えません。受領を拒否することは公選法の寄付行為に当たる恐れがあるため、都議会会派みんなの党では費用弁償から交通費の実費を差し引いた金額を法務局に供託しています。今後、対象となる公務の範囲を再検討し、必要最低限の実費交通費相当額支給へと制度の改正を目指していきます。

費用弁償とは

【費用弁償とは】地方自治法203条2項において「地方議員は職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる」と規定されている。金額は各自治体の条例で定め